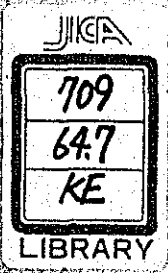


ペル - 国電波通信法規則



海外技術協力事業団

国際協力事業団	
受入 月日 '84. 7. -6	709
登録No. E08137	64.7
	KE

ベル - 国電気通信法規則

JICA LIBRARY



1035098[1]

政令第……………

1957年 1月12日

マヌエル プラド 大統領

第 1 章

一般条項 総則

- 0.1-0.1- この規則は、ベル - 電気通信規則の一部であり、国内に於ける電気通信を規正するものである。
- 0.1-0.2- 国家は、国内における通信局に君主する。()
- 0.1-0.3- 国家は、電気通信は、国家の物であるとし、これを規正するけん利を持つ。
- 0.1-0.4- 電気通信を規正する主管庁の名は、D. G. C. T. であり、ベル - 国が批准した国際電気通信条約を守らせること、並びにこれ等の条約を施行するための措置を行なう。
- 0.1-0.5- 国内に於けるすべての通信設備及びその運用は、この規則を適用する。
- 0.1-0.6- 治外法けんの場所にはいかなる無線局も設備できない。
- 0.1-0.7- 国家緊急の場合、すべての無線局は国家の要請に従わなければならない。
- 0.1-0.8- 国家の安全のため或いは戦争の場合国家は無線局の監督をする。
- 0.1-0.9- 無線局の設置には免許を要する。
- 0.1-1.0- 2.50 watt 以上の無線局の申請には、申請者の他に D. G. C. T. より認可された技師の署名が必要である。アマチュア

局の場合は、これを必要としない。

- 01-11.- 免許を持つた無線局は許可された、周波数以外に発信してはならない。
- 01-12.- D G C Tは軍及び警察の外の無線設備全部の規正を行なう。軍及び警察は国際法に基き、特種法で規正される。
- 01-13.- D G C Tは免許の有無を陸軍省の無線課に通知しなければならない。
- 01-14.- この規則は郵便局の主任等、D G C Tよりの命令による職員より監視される。リマ及びカヤオは、D G C T支局より直接監視される。
- 01-15.- 国家の放送局は、民間より周波数、場所などの割当について優先的に扱われる。
- 01-16.- D G C Tの役人は何時でも無線局、放送局の内部に立入ることが出来る。(身分を証明した上で……………)
- 01-17.- 無免許で運用された無線局は罰則とは関係なく、他の罰金や閉局を命ぜられ、又は接收される。
- 01-18.- 周波数の割当ては、国際法並びに、可能性よりきめられる。
- 01-19.- 無線局の呼出符号を定めるため、国内を次の九つの地方に分けられる。

- 1)
- 2)
- 3)
- 4)
- 5)
- 6)
- 7)
- 8)

9)

第 2 章

商業放送局並びにTV局

第 1 部

第 1 節

定 義

02-01-

第 2 節

技 術 規 定

02-02- 変調の Tolerance なるべく深く，100%以内にて。

02-03- 低周波の Harmonic の%

02-04- Noise level

02-05- 送信の特徴

02-06- 安 定 度

02-07- 周波数安定度

02-08- 測定器類

02-09- 信号の最低レベル

02-10- Interference

02-11- バンドの分けかた

02-12- "

総 則

02-13- チャンネル割当て

02-14-

第 4 題

無線局の分類

02-26.-

第 5 題

"免許"

02-34.-

02-54.-

"免許の譲渡"

02-55.-

第 6 節

無線局の職員

02-60.-

02-63.- アナウンサー

第 7 題

無線局の業務書類

ログブック

第 8 題

諸 則

02-72.- (放送内容等の規則)

02-81.-

第 9 題

技術規定

02-82.- 放送局の位置

02-83.- アンテナ

02-84.- スタジオ

02-85.- 出力

第 10 題

ざんてい規則

第 3 章

商業放送並びにTV放送(商業)

第 2 部

T.V.

第 1 題

定義

03-01.- TV局.....

第 2 題

技術規定

第 3 題

アンテナの位置

03-03.-

第 4 題

03-04.- 動作出力

第 5 題

TV局の最低の技術基準

第 6 題

"免許"

第 7 題

総 則

03-10.- チャンネルの Separation

03-11.- チャンネルの割当て

第 8 題

技術規定

動作に関する技術規定

03-30.-

第 9 題

諸 規 則

APPEUDIX I

—大統領令—

03-06.- の 改 正

03-17.- "

03-18.- "

第 4 章
海 上 業 務

第 一 節	定 義
第 二 節	総 則
第 三 節	無線局の分類
第 四 節	局の免許
第 五 節	船舶の無線局
第 六 節	技術条件
第 七 節	遭難（緊急信号）緊急及び安全通信
第 八 節	移動局の通信の順位
第 九 節	ペルー領海内に於ける外国船舶
第 十 節	無線局の職員
第 十 一 節	海 岸 局
第 十 二 節	船長の権限
第 十 三 節	業 務 書 類

第 4 章

第 一 節

定 義

04-01項 この規定の解釈に関しては次の定義に従うものとする。

移 動 業 務
海 上 移 動 業 務
移 動 局
陸 上 局
海 岸 局

公衆通信海岸局
專用海岸局
船舶局
小型船舶局
專用船舶局
專用小船舶局
海上固定業務
海上固定局
專用海上固定局
無線測位
無線測位業務
海上無線測位業務
無線測位局
陸上無線測位局
無線測位海岸局
訓練測位海岸局
無線航行
無線航行業務
無線航行局
陸上無線航行局
無線航行海岸局
レ - ダ -
一次レ - ダ -
二次レ - ダ -
レ - ダ - 海岸局
無線方向探知

第 二 節

総 則

- 0 4 0 2 この規則は海上業務（国内における河川及び湖を航海するものも含む）に適用する。
- 0 4 0 3 国内におけるすべての無線通信及び航行補助局及びペルー国籍を持つ船舶の無線局を運用するためには D G C T の免許を必要とする。
- 0 4 0 4 D G C T は各免許にその呼出符号並びに周波数を現在国際無線通信規則に従つて割り当てる。
- 0 4 0 5 海上無線業務の無線局の免許はその船舶の代表者或いは造船所より港湾事務局を通じて D G C T に申請しなければならない。
- 0 4 0 6 免許は、この規則及び国際無線通信規則の規定に従つて D G C T の審査により与えられる。有効期間は 1 カ年とし、この期間は延期することが出来る。
- 注. D. G. C. T = Direccion General De Correo
Telegrafos
- 0 4 0 7 免許は、1 2 月 3 1 日を満期とし翌年 1 月～2 月の間に書きかえなければならない。
- 1 2 月 3 1 日より 3 カ月前に許可された免許は翌年書きかえなくてもよい。

0408 この規則による種々の条項の他に海上移動業務の局及び海上
固 固定業務はペルー商船法及び港湾法の諸条令にも従わなければ
ならない。

ラジオ コンパス

ラジオ コンパス局

海上無線灯台局

船 船

小型船 船

客 船

貨物船

一級海岸局 数千マイル 周波数 150 以下と 500~25,000 Kc

二級海岸局 周波数 150 ~5,000 Kc

三級海岸局 周波数 25,000 Kc 以上

携帯海岸局 電話 30メガ以上

携帯船舶局 電話 30メガ以上

第 三 節

無線通信局の分類

0409 海上移動業務の海岸局は次のように分類される。

1. 一級公衆通信海岸局
2. 二級 " "
3. 三級 " "
4. 一級専用海岸局 (LIMITED)
5. 二級 " "
6. 三級 " "
7. 携帯海岸局

8. 無線測位海岸局
9. 無線航行海岸局
10. レーダー海岸局

0 4 1 0 海上移動業務の船舶局は次の様に分類される。

1. 第一種船舶無線局
2. 第二種 " "
3. 第三種 " "
4. 小 型 " " (小舟)
5. 携 帯 " "

第一種船舶無線局

常時運用するものである。

第二種船舶無線局

限定された時間運用するものである。

これらは国際無線通信規則で定められる第二種無線局に相当する最低8時間の運用時間を持たなければならない。

航海中(短期)は常時又は港湾局の定める時間中運用しなければならない。

第三種船舶無線局

第二種無線局より短い時間運用されるものである。

0 4 1 4 小型船舶無線局はダッグポート、曳船及び総トン数300トン以下の漁船に設備されるものである。

この運用時間は国際無線通信規則にもとずきその必要に応じて船長が定める。

小型船舶無線局

これらは船舶の業務の種類により必要時のみ運用されるものである。

携帯海上無線局

これは携帯用無線局であり港内の業務を行なうために或る定められた区域において電話によつて運用されるものである。

0 4 1 1

第一種船舶無線局は

- A. 海上航海を行ない、総トン数 3,000 トン以上の客船に設備されるもの。
- B. アマゾン河を航海し国際航海に従事する定員 12 名以上の客をのせ、総トン数 2,000 トン以上の船に設備されるもの。
- C. 総トン数 5,500 トン以上の貨物船

0 4 1 2

第二種船舶無線局は次のものに設備される。

- A. 海上航海を行ない、総トン数 3,000 トン以下の客船
- B. 総トン数 3,000 ~ 5,500 トンまでの貨物船
- C. 第一種に含まれない河川を航行する船舶

0 4 1 3

第三種船舶無線局は次の船舶に設備されるものである。

- A. 総トン数 1,600 ~ 3,000 トンの貨物船
- B. 前記の等級に含まれない河川及び湖を航行する船舶
- C. 総トン数 300 トン以上の漁船

第 四 節

無 線 局 の 免 許

0 4 1 5

規則によつて定められるすべての設備を完備した無線局でも

D G O Tよりの許可される運用免許を受けとり、海軍省の海上通信業務局の認可を受けないと海上移動業務、海上方位測定又はどのような海上固定局にも使用することは出来ない。

0 4 1 6 この運用免許は、0 4 1 5項に示めされる機関により、設備の工事開始の許可を受け、試験期間を経たものでなければ与えられない。

0 4 1 7 海上無線局を設備する前には0 4 1 6項で示されるように設備の工事及び試験期間の許可を所定の機関に申請しなければならない。

0 4 1 8 この設備の工事及び試験期間は海上業務の規則にもとずき6ヵ月以内でなければならない。

0 4 1 9 0 4 1 8項に定める期間を経て港湾局及び海軍省の海上通信業務局の許可を受けたものはD G O Tに本免許を申請しなければならない。

0 4 2 0 正当に設備を許可された無線局がこの規則を満足すれば運用免許が与えられる。

0 4 2 1 運用免許はD G O Tの条令により与えられ、これは海軍省の海上通信業務局の認可を国内商船統制のため受けなければならない。

0 4 2 2 運用免許はベルー国籍を持つ市民のみに与えられ、ベルー国

籍を持つ船舶に於て設備されるもののみに与えられる。

0 4 2 3 0 4 1 7 及び 0 4 2 0 項に記されている設備の工事及び試験期間又は運用免許の申請は港湾局に 4 枚の写しを添え五級シールの用紙で提出されなければならない。

0 4 2 4 0 4 1 7 項に記されている設備の工事及び試験期間許可の申請書には次の項目が示めされていなければならない。

- A. 許可申請書の諸書類
- B. 船舶の届出番号及び特徴
- C. 設備される無線局の特性
- D. 無線機器の運用出来る周波数及びチャンネル
- E. 設備の設計図及図面
- F. 設備の工事に要する期間

第 六 節

船舶及び小型船舶の無線局

0 4 2 5 この規則に関しては、客船でない船舶はすべて貨物船として扱われる。

0 4 2 6 客船はすべて船舶の大きさを問わず、第三節の分類による。充分かつ好条件にある無線設備を持たなければならない。

0 4 2 7 総トン数 1,600 トン以上の貨物船はすべて第三節の項目で分類される。充分かつ好条件にある無線設備をそなえなければならない。

0428 0425項及び0426項に含まれない船舶にも無線設備を
そなえることは可能であるが、この場合、その分類に於ける規
則を守らなければならない。

0429 本規則の0425項及び0426項は次の諸船舶には適用さ
れない。

1. 軍 艦
2. ベルギー国政府に属し、ベルギー軍士官の指揮下にある船舶
3. 海上人命安全条約加盟国の一つに属する外国船で、無線局
の設置を免除された証明書を有する外国船舶。この証明書
は有効期間以内のものであり船内に掲示されていなければ
ならない。
4. 総トン数600トン以下のヨットで海上人命安全条約によ
る無線局義務船舶として指定されていない船舶
5. 曳引される船舶
6. ベルギー国内の湖、湾、河川を航海する船舶或いはベルギー国
内のある港を出て領域内の湖、湾、河川等を航海しようとする船舶

0430 次の場合には、0425及び0426項に列記される船舶
は航路あるいは航行の条件により無線局の免除を港湾局から許
可されることがある。

- A. 海岸から20マイル以内を航行するすべての客船、あるいは
200マイル以下の距離にある二港間を航海する船舶
- B. 航海中陸から100マイル以外には出ない貨物船
- C. 総トン数100トン以下の客船で海上人命安全条約に指定
されていない船舶

- D. 通常国際航路につかない船舶で一回だけ国際航海を行なうもの
- E. 曳引される、帆船あるいは一般の小舟
- F. 原始的な構造を持つ無線局の設備を不可能とする船舶

0 4 3 1

939~9341 執務が無休でない船舶の無線局は次ぎの事務の終了前に閉局しなければならない。

- A. 遭難呼出し、緊急信号又は安全信号に基づくすべての通信
- B. その通信圏内にある海岸局及びその通信圏内にあつて、通信の実際終了前に在圏を通知した移動局から発し、又はこれらに着するすべての通信のできる限りの交換

0 4 3 2 一定の執務時間のない船舶局は相手海岸局にその執務の終了時刻及び再開時刻を通知しなければならない。

0 4 3 3 国際法により無線電話を持たなければならない船舶では、次ぎの A. の電波を受ける設備を持たなければならない。

- A. 周波数 500Kc
- B. " 405~535Kcの許可周波数帯で運用する二つの周波数

0 4 3 4 救命艇あるいは救命ボート内に於て国際法に於て無線局を設備しなければならない場合には出来るだけ500Kcの周波数

- で A. 電波を出すことを必要とする。
- もし無線機器が4,000~23,000Kcで動作するものであれば A. 電波で8,360Kcを発射する事ができるものでなけ

ればならない。もしこの無線局が受信設備を持つ場合、可能なぎり周波数500KcのA₁電波をうけ送信機が4,000~23,000Kcで動作する場合には8,266~8,745Kcまでの周波数帯全体をA₁、A₂で受信出来なければならない。

0435 船舶無線局においては4,000~23,000Kcの間の許可周波数帯の周波数で種別A₁の発射を使用するすべての機器は次の条件を満たさなければならない。

979~981

A. 局の業務を行うために必要な各周波帯で呼出周波数帯の一周波数のほか少なくとも二通信周波数をもたなければならない。

B. 周波数の変更は周波数が同一周波数帯であるときは5秒以内に、また周波数帯を異にするときは15秒以内に行なわれなければならない。

第 六 節

技 術 的 条 件

0436 海上移動業務に従事する船舶無線局の使用する周波数及び発射の種別はD G C T及び国際無線通信規則の規定にもとずいて定める。

0437 通常の業務においては種別Bの発射を使用してはならない。
677 これらは特別に遭難の場合のみ使用出来る。

0438 海上移動通信業務に使用される無線電信及び無線電話の機器は完全に調整され指定された周波数以外の電波を発射して

有害な混信を生じさせないようにしなければならない。

高調波を含むスプリアス発射及び低周波発信は最低の値に保持しなければならない。

0 4 3 9 海上移動無線局の空中線は電力を有効に発射することが出来るものでなければならない。

0 4 4 0 船舶上の無線機器及びアンテナは完全に接地されていなければならない。

0 4 4 1 船舶の無線局の空中線の出力は能率的に業務を行なうことができるように考慮して、その免許の際に指定される。

0 4 4 2 船舶無線局の配線及び接続はすべて正確に、又秩序正しく行なわなければならない。

0 4 4 3 船舶無線局の電源は完全に保守されていなければならない。

0 4 4 4 船舶無線局の主送信機の最小の通達距離はその階級により定まる通常の船舶の場合の最小通達距離は109海里、つまり日中船舶相互間100海里の距離において通常の状態で通信可能でなければならない。小型船舶においては通常通達距離は50カイリとする。

0 4 4 5 船舶無線局は自動的に周波数を調整出来ない場合、これらの
9 6 4 の周波数を国際電波法内で定められる誤差以内に調整可能とする機器を持たなければならない。この場合の機械の誤差は

前記の $\frac{1}{2}$ 以内でなければならない。(調整用の機器)

0 4 4 6 4 0 5 ~ 5 3 5 Kc で A: 電波を許可されている局ではこ
9 7 2 の出力を調整する設備を持たなければならない。

0 4 4 7 海上移動無線局で A: 電波を使用する場合の変調は 7 8 ~
安 1 0 0 % でなければならない。
1 0
(f)

0 4 4 8 船舶無線局で無線電話を行なう場合この設備は送信から受
9 6 1 信へ、受信から送信へできる限り短時間に切り替えることが
できるものでなければならない。

0 4 4 9 周波数の変更は短時間に行なわれなければならない。
9 6 0

0 4 5 0 海上船舶無線局では通信に通常使用される発射の種別の周
9 7 6 波数を受信することが出来る設備を持たなければならない。
9 8 6
9 9 1

0 4 5 1 船舶の無線設備は主設備及び非常用設備の二つより成るも
安条 のでなければならない。貨物船の場合においては主設備が非
10 規 常用設備に対するすべての要求に適合する場合非常用設備は
(a) 省略されてもよい。
(b)
(c)

0 4 5 2 無線局の主設備及び非常用設備の送信機は D G C T 及び国
安 際無線通信規則に定められる遭難及び安全航行の通信を受信
1 0 することができるものでなければならない。
(f)
(i)

0 4 5 3 無線局の非常用送信機の電源は主送信機の電源と分離され

安
10
(h)
(1)

されていなければならない。又、最低六時間の動作可能でなければならない。又最小通達距離は100マイルでなければならない。

0454
安
9
(a)

船舶無線局の主設備及び非常用設備は最も安全な場所に設備されなければならない。

0455

海上無線電話局の遭難、緊急、安全、通信に関しては無線電信と同様国際無線通信規則の規定が適用される。

0456

無線電話のみの無線局では国際無線通信規則に規定する手続きに従つて通信を行なわなければならない。

0457
1225
1323

海上移動無線電話局では呼び出し及び遭難通信を2,182 Kcで行なわなければならない。この他の場合は他の周波数を使わなければならない。

0458

1,605~2,850 Kcで電話を使用出来る海上無線局では2,182 Kcが呼び出し及び遭難の周波数である。

0459
985

呼び出し及び遭難に2,182 Kcを使用する無線局では少くとももう一つの周波数を1,605~2,850 Kcの周波数帯内にもたなければならない。

0460

船舶に設備される無線局は定期的にDGCTの官憲による検査を行なわれることがある。

第七節

遭難緊急通信

安全緊急遭難通信

- 0 4 6 1 危機に面した場合船舶はこの規則に拘らず、どのような手段を用いて通信を行なつてもよい。
- 0 4 6 2 遭難の場合無線電を持つ局では500 Kcをなるべく種別
9 7 4 A:あるいは種別Bにより最大出力で行つてもよい。
- 0 4 6 3 船舶無線局で500 KcあるいはA:電波を使用出来ない場合通常の電波を最大出力で使用してもよい。
- 0 4 6 4 遭難の場合無線電話を使用する1,605~2,850 Kcの周
1323 波数帯を許可されている船舶では2,182 Kcを使用する。
- 0 4 6 5 遭難の場合の無線電話の送信の速度は一分間に16語以内でなければならない。
- 0 4 6 6 国際遭難周波数の500 Kcは次ぎの場合のみに使用出来る。
1107 A. 遭難及び救助の呼び出し及び通信
B. 船舶及び海岸局への呼び出し及び応答
C. 呼出表の伝送を知らせるとき
- 0 4 6 7 405~535 Kcの無線電の呼び出しは500 Kcであ
1110 る。

- 0 4 6 8 1110 応答用の周波数は 5 0 0 Kc である。
- 0 4 6 9 1111 海上無線業務の海岸は C Q のために 5 0 0 Kc を使つてもよい。
- 0 4 7 0 1389 1390 遭難用の国際信号は SOS … — — — … , 電話の場合は May Day である。
- 0 4 7 1 463 1457 1468 遭難の場合同じ 5 0 0 Kc で緊急信号をできるかぎり送信するものとする。この信号は一分間に 1 2 線から成り、緊急自動受信機を動作させるためのものである。
- 0 4 7 2 1477 1478 無線電信の緊急信号は X X X であり、電話の場合は Pan である。
- 0 4 7 3 1478 1489 電信の安全信号は T T T である。電話の場合 Security である。
- 0 4 7 4 安 (a) 船舶局では緊急自動受信機を備えることができる。
- 0 4 7 5 安 9 規 (c) すべての船舶は無線局内に時計を持たなければならない。
(大きさ及び秒針の指定)
- 0 4 7 6 11 規 (a) 緊急自動受信機を持つ船舶では通信士にのみにより止められる警報装置でなければならない。
- 0 4 7 7 4 0 5 ~ 5 3 5 Kc の無線電信を持つ無線局では第一沈黙時

1130 間はX時15分とX時45分から三分間(500Kc)開ける
ようにしなければならない。

0478 無線電話を使い無線局では可能なかぎり2182KcでX時
1349 0及びX時30分から三分間聞かなければならない。

第 八 節

通 信 の 順 位

0479 通信の順位は次の通りである。

第 九 節

ベルー領海内における外国船舶

0480 国際法にもとずき外国船舶はいつでも検査を受けなければ
ならない。

0481 領海内の外国船舶は遭難信号以外の電波を出してはならない。
又通信はベルー国の海岸局以外の局と行なつてはならない。

0482 ベルー国の港内領海内の外国軍艦は適当な港湾局の許可を得
て無線機器の使用を可能とする。

0483 ベルー国内の港に停泊中の外国船舶は送信、受信のために、
その無線局を使用してはならない。

0484 港内にある外国船舶はD G C Tの許可を得て港内無線等の機

器を使用する事が出来る。

第十節

無線局の職員

0485 ベルギー国籍の船舶では安全のため最低一人の免許を持つた通信士をのせなければならない。警急自動受信機を持たない場合には最低二人の免許を持つた通信士をのせなければならない。前項の規定は客船及び総トン数1,000トンの貨物船に適用する。

0486 各種の無線局の最低必要人員は次の通りである。

- A. 一種船舶無線局では一級電信の免許を持つ通信士一人
- B. 二種の場合には一級又は二級の電信免許を持つもの一人
- C. 三種の場合には上記と同じ
- D. 国際法で指定されない船舶では一級あるいは二級の通信士一人
- E. 無線電話を持つ船舶では無線電話の免許を持つ通信士
- F. 小型船舶無線局では三級の無線電話の免許を持つ通信士、又は電話の設備しか持たない場合には無線電話通信士一人

第十一節

海岸局

0487 DGCTの監督下の海岸局は国際無線通信規則の規定に従わなければならない。

- 0 4 8 8 料金は D G C T 及び国際規則によつて定められる。
- 0 4 8 9 可能なかぎり海岸局は 2 4 時間執務しなければならない。不
9 2 3 可能な場合には勤務時間を掲示しなければならない。
- 0 4 9 0 無休執務でない海岸局の場合次ぎの場合には閉局してはなら
9 2 5 ない。
9 2 6 A. 遭難あるいは緊急信号のための手続をすべて済さない場合
9 2 7 B. 通信中の無線局の通信が終了しない場合
- 0 4 9 1 一級及び二級の海岸局は減衰効果を少なくするため、なるべく
 沿海区域で海岸附近に設置されなければならない。
- 0 4 9 2 三級の海岸局はなるべくその地方の地理的中心に設置しな
 ければならない。
- 0 4 9 3 この規則の他に海岸局はすべて D G C T 及び国際無線通信規
 則の規定を守らなければならない。

第 十 二 節

船 長 の 権 限

- 0 4 9 4 無線局通信士書類はすべて船長の監督下にある。
8 4 5
- 0 4 9 5 船長あるいは責任者は通信の秘密を守らなければならない。
8 4 7
- 0 4 9 6 遭難の呼び出し及び通信は船長、あるいは遭難した船舶の責

1383 任者の命令のみで出さなければならない。

0497 緊急信号の呼び出し及び通信は船長あるいは遭難した船舶の
1479 責任者の命令のみで出さなければならない。

第十三節

業 務 書 類

0498 無線電信を持たなければならない無線局では次ぎの書類を持たなければならない。

- a) 無線局の免許状
- b) 通信士の免許証
- c) 国際電波法規集
- d) 海岸局々名録・船舶局々名録
- e) 特別業務局々名録
- f) アルファベット順のコールサインのリスト
- g) 常時通信を行なう国の電報料金表
- h) ベル-電波法規集
- i) 通信日誌で次の事項が時間と共に記されていること
 - 1. 遭難に関するすべての通信
 - 2. 緊急及び安全に関する通信
 - 3. 船舶と海岸局あるいは移動局との通信
 - 4. 業務中の事項のすべて
 - 5. 船舶の位置を少なくとも一日一回
 - 6. 各 Watch の場合に通信士の署名
- j) 船長より任可される (Certificate) 検査長
- k) 無線局機器の図面及び簡単な説明

1) 国内の商船法及び港湾局の規則集

0499 無線電信を持つ義務を持たないが、電信通信を行なう船舶では0496の内a, b, e, h, i, l, の書類を持つ必要がある。

04100 無線電信を呼び出しの場合のみ許可されている船舶では、下記の書類を常時展示しなければならない。

1. 国際航海を行なうもの

a) 無線局の免許

b) 通信士の免許

c) 通信日誌で次の事項を時間と共に書いてあること

1) 遭難に関するすべての通信

2) 緊急及び安全の通信

3) 船舶と他の移動局及び海岸局との通信

4) 業務中のすべての事項(事故等)

5) 少くとも一日一回船舶の位置

6) 通信士の署名

d) 呼出し付号等のアルファベット順の本

e) 船舶及び海岸局のコールサイン集(名前)

f) ベルギー国電波法規則集

g) ベルギー商船法及び港湾局規則集

2. 海上で国際航海を行なわない船舶及び内海で、国際航海を行なうなら船舶では前記のa, b, c, f及びgの書類を持たねばならない。

第 5 章

航 空 無 線

第 1 題

定 義

05-01

第 2 題

免 許

第 3 題

運 用

第 4 題

諸 書 類 (ログブック)

第 5 題

技 術 的 規 格

第 6 題

移 動 無 線 局

第 7 題

試 験 飛 行 の た め の 無 線 局

第 8 題

飛 行 学 校 の た め の 無 線 局

第 9 題

公共飛行サービス

第 6 章

アマチュア無線局

第 1 題

総 則

06-01.....アマチュア無線局は公共の事業とみなしうる物であり.....

第 2 題

諸 定 義

06-04.....

第 3 題

無線局の分類

06-11.....

第 4 題

オペレーター

第 5 題

免 許

試験制度

第 6 題

コールサイン

第 7 題
運 營

第 8 題
ロ グ ブ ッ ク

第 9 題
使用可能のバンド

第 10 題
緊急通信サービス

第 11 題
設 備 の 規 定

第 12 題
技 術 的 勸 告

第 13 題
罰 則

第 14 題
TARIFF……料金…

第 8 章
私設無線通信局

08-01-

第 9 章
學術的及び実験局

第 10 章
文化的放送

第 11 章
報道關係

第 12 章
TARIFF 料金

第 13 章
罰 則

電 波 法 改 正 案

第 1 題	電 氣 通 信 常 任 委 員 会 の 事
第 2 題	諸 定 義
第 3 題	電 氣 通 信 事 業 (業 務)
第 4 題	電 氣 通 信 事 業 職 員 (")
第 5 題	電 波 通 信 事 業 (")
第 6 題	放 送 事 業 (")
第 7 題	T. V. 放 送 事 業 (")
第 8 題	ア マ チ ュ ア ー 無 線 局 事 業
第 9 題	私 設 無 線 通 信 局 (Private)
第 1 0 題	報 道 関 係 受 信 局
第 1 1 題	実 験 局
第 1 2 題	航 空 用 通 信 業 務
第 1 3 題	海 上 無 線 通 信 業 務
第 1 4 題	電 話 通 信 業 務
第 1 5 題	電 信 , テ レ ッ ク ス , フ ア ク シ ミ ル 業 務
第 1 6 題	料 金
第 1 7 題	暫 定 規 則

第 1 題

電 氣 通 信 常 任 委 員 会 に 関 して

1. 設 立 法 令
2. J. P. N. T. の 規 則 集

第 2 題
諸 定 義

第 3 題
電 気 通 信 業 務

- 第 1 章 総 則
- 第 2 章 監視並びに統制
- 第 3 章 職員について

第 4 題
電 気 通 信 業 務 員 について

第 5 題
無 線 通 信 について

- 第 1 章 定 義
- 第 2 章 総 則

第 6 題
無 線 放 送 業 務

- 第 1 章 技 術 的 規 定
- 第 2 章 分 類
- 第 3 章 周波数の割当て
- 第 4 章 総 則
- 第 5 章 測 定 器 具
- 第 6 章 運 用 の 記 録
- 第 7 章 ス タ ジ オ
- 第 8 章 送 信 局

第 9 章	発射システム (アンテナ)
第 10 章	中継, 放送, 並びにリモートコントロール放送
第 11 章	プログラム
第 12 章	免 許
第 13 章	罰 則

第 7 題

T. V. 放送業務

第 1 章	技 術 規 定
第 2 章	分 類
第 3 章	チャンネル割当て
第 4 章	総 則
第 5 章	測定並びにモニター方法, T. V. 局附属測定器具
第 6 章	T. V. 局運用の記録
第 7 章	T. V. 局スタジオ
第 8 章	送信及び発射システム
第 9 章	中 継 局
第 10 章	T. V. プログラム
第 11 章	アナウンサー
第 12 章	免 許
第 13 章	罰 則

第 8 題

アマチュア無線局業務

第 1 章	定 義
第 2 章	総 則
第 3 章	分 類

第 4 章	アマチュア一局
第 5 章	コールサイン
第 6 章	通 信 機
第 7 章	アマチュア一局の使用
第 8 章	運用の記録
第 9 章	使用許可の周波帯
第 10 章	免許並びに試験
第 11 章	罰 則

第 9 題

私 設 無 線 通 信 局

第 1 章	定 義
第 2 章	総 則
第 3 章	免 許
第 4 章	罰 則

第 10 題

報 道 関 係 ニ ュ ー ス 受 信 局

第 1 章	定 義
第 2 章	総 則
第 3 章	免 許
第 4 章	罰 則

第 11 題

実 験 無 線 局

第 1 章	定 義
第 2 章	総 則

第 3 章	特 種 規 定
第 4 章	免 許
第 5 章	罰 則

第 1 2 題

航 空 無 線 通 信 局

第 1 章	定 義
第 2 章	技 術 規 定
第 3 章	移 動 無 線 局
第 4 章	試 験 飛 行 用 無 線 通 信 局
第 5 章	航 空 訓 練 (学 校) 用 無 線 通 信 局
第 6 章	公 共 業 務 通 信 局
第 7 章	ロ グ ブ ッ ク
第 8 章	運 用
第 9 章	免 許
第 10 章	罰 則

第 1 3 題

海 上 無 線 業 務

第 1 章	定 義
第 2 章	技 術 規 定
第 3 章	総 則
第 4 章	無 線 局 の 分 類
第 5 章	移 動 無 線 局
第 6 章	海 岸 局
第 7 章	免 許
第 8 章	無 線 局 運 用 書 類

- 第 9 章 無線局職員
- 第 10 章 船長の権限
- 第 11 章 領海内の外国船
- 第 12 章 時 計
- 第 13 章 罰 則

第 14 題

電話通信業務

- 第 1 章 定 義
- 第 2 章 総 則
- 第 3 章 制御並びに測定器具
- 第 4 章 業者の義務
- 第 5 章 業者と加入者の関係
- 第 6 章 営業許可，免許
- 第 7 章 料 金
- 第 8 章 免許の継続，停止等

第 15 題

電信，テレックス，ファクシミリ

第 16 題

料 金

第 17 題

暫 定 措 置

